

議案第 90 号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決
を求める。

令和 7 年 10 月 27 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

職員の公金着服について、自治体の責任ある立場として、その責を重く受け止め自らを処するため。昨年より再発防止の徹底を図ってきたが、再び不祥事が発生したことは、内部統制の根幹に関わる深刻な問題であり、業務体制を改めて点検し、実効性のある対策を講じることで、信頼回復に全力で取り組んでいく決意を示すため、給料を減額し、自らの身を処するもの。

改 正 要 綱

令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの間、市長の給料月額から 30 パーセント減ずる規定を、さらに 20 パーセント上乘せし、市長の給料月額から 50 パーセント減ずることに改正するもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（令和 7 年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

条例中「令和 7 年10月 1 日から令和 7 年12月31日までの間、当該金額から市長は30パーセント、教育長は10パーセントそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「令和 7 年10月 1 日から令和 7 年10月31日までの間、当該金額から市長は30パーセント、教育長は10パーセントそれぞれ減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）とし、同年11月 1 日から同年11月30日までの間、当該金額から市長は50パーセント、教育長は10パーセントそれぞれ減じた額とし、同年12月 1 日から同年12月31日までの間、当該金額から市長は30パーセント、教育長は10パーセントそれぞれ減じた額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。